

第58回基本方針策定タスク 議事録

1.日 時：平成 30 年 5 月 29 日（火） 13:30～17:00

2.場 所：日本電気協会 4 階 B 会議室

3.出席者：（順不同、敬称略）

出席委員：阿部主査(NUSC 幹事/東京大学), 越塚(NUSC 委員長/東京大学), 高橋(NUSC 副委員長/電力中央研究所), 波木井(NUSC 委員/東京電力 HD), 上山(安全設計分科会幹事/関西電力), 山田(構造分科会幹事/中部電力), 山内(原子燃料分科会幹事/東京電力 HD), 渡邊^(幹)(品質保証分科会幹事/原子力安全推進協会), 白井(耐震設計分科会幹事/関西電力), 和田(放射線管理分科会幹事/日本原子力発電) (10 名)

代理出席：三原(日本電気協会, 荒川委員代理) (1 名)

欠席：大平(運転・保守分科会幹事/日本原子力発電) (1 名)

事務局：井上, 佐久間, 小平, 渡邊^(幹), 大村(日本電気協会) (5 名)

4.配付資料

No.58-1 基本方針策定タスク委員名簿

No.58-2 第 57 回基本方針策定タスク議事録（案）

No.58-3-1 平成 29 年度活動実績及び平成 30 年度活動計画（改定案）

No.58-3-2 平成 30 年度各分野の規格策定活動（改定案）

No.58-3-3-1 学協会規格策定活動に関するピアレビューの運営要領（案）

No.58-3-3-2 学協会規格策定活動に関するピアレビューの運営要領 論点整理

No.58-3-4 学協会ステートメント（H30.3）の活動強化項目の進捗管理表

No.58-3-5-1 規格委員会における最近の傾向について（問題意識の提起）

No.58-3-5-2 阿部幹事からの「規格委員会における最近の傾向について（問題意識の提起）に対する事務局意見について

No.58-4-1 検査制度の見直し等に伴う規格の制・改定の検討状況について（報告）

No.58-4-2 第 1 回規格体系化 WG 資料（抜粋）

No.58-4-3-1 民間規格の活用の見直しに関する日本原子力学会等との面談

No.58-4-3-2 「原子力規制委員会における民間規格の活用に関する見直しについて（案）」に対する意見（平成 30 年 3 月 29 日 原子力関連学協会規格類協議会・幹事会）

No.58-4-3-3 第 8 回原子力規制委員会 臨時会議（平成 30 年 5 月 9 日）逐語録（抜粋）～学協会規格の活用に関する議論の部分～

No.58-4-4 平成 30 年度各分科会活動報告

参考資料 1 第 66 回原子力規格委員会 議事録（案）

参考資料 2 原子力安全の向上に向けた学協会活動の強化～事業者の自主的安全性の取組みを前提とする検査制度見直しを踏まえて～（平成 30 年 3 月 8 日）

参考資料 3 平成 30 年度活動計画, 各分野の規格策定活動の修正方針について

参考資料 4 発電用設備規格委員会 委員推薦書（記載例）

5.議事

事務局から、本会にて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触するおそれのある活動を行わないことを確認の後、議事が進められた。

(1) 定足数確認他

事務局から、代理出席者の紹介があり、主査の承認を得た。出席者の確認時点で、決議に必要な条件（委員総数の3分の2(8名)以上の出席)を満たしていることを確認した。

(2) 前回議事録確認

事務局から、資料 No.58-2 に基づき、前回議事録の説明があり、承認された。

(3) 審議事項

1) 平成 29 年度活動実績及び平成 30 年度活動計画の改定について

事務局から、資料 No.58-3-1 に基づき、平成 29 年度活動実績及び平成 30 年度活動計画の修正案の説明があった。

審議の結果、一部修正の上承認され、原子力規格委員会に報告することとなった。

(主な意見・コメント)

- ・平成 30 年度活動計画の修正方針（参考資料 3）に従い、制・改・廃の見通しと平成 30 年度活動計画／中長期活動計画の欄を修正した。
- ・JEAC4209/JEAG4210 の改定見通しについては、平成 31 年度後半予定とする方向で記載を修正することとし、具体的な修正表現は分科会において検討するよう、運転・保守分科会幹事に連絡する。

○上記の修正を条件に、挙手にて決議、承認された。

2) 平成 30 年度規格策定活動の改定について

事務局から、資料 No.58-3-2 に基づき、平成 30 年度各分野の規格策定活動修正案の説明があった。修正内容について、挙手にて決議、承認された。

3) ピアレビューの運営要領（案）について

事務局から、資料 No.58-3-3-1, 2 に基づき、学協会規格類協議会のピアレビュー運営要領案及び論点の説明があった。

ピアレビューを実施することを念頭に、意見を集約した結果を規格類協議会幹事会へ提示し、目的・目標設定等について検討を進めることとなった。

(主な意見・コメント)

○ピアレビューの必要性について

- ・当該ピアレビューは、個々の規格について実施するのか
→現時点ではそのようなことを念頭にしている。ただし、3 役打ち合わせにおいて、初回は各学協会の規約体系が出来ているかのピアレビューとし、2 回目以降に個々の規格の制改定プロセスに関するピアレビューとする意見もあった。

○ピアレビューの目的について

- ・監査型でなく、JANSI のようなベストプラクティスを目指すモチベーションが上がる。
- ・JANSI のピアレビューの前提は、INPO の発電所のエクセレンスの姿、標準、期待事項があり、それを確認する。電気協会であれば、規格作成のデュープロセスがあつて、新規委員に対しても教育ができていくかである。3 学協会が規格策定プロセスを定めていれば、セルフアセスメントも可能で、外部から見られても大丈夫なはずである。

- ・ANSI の意図は、仕様規定を民間が定める時に、法律と同じくらいきちんと決めていることの担保として手続きを定めている。ANSI が決めたものと我々が目指すものは別のものである。
- ・規格委員会には規約があり、規約通り運営されているかを見るのがしっくりする。
- 3年に1回であれば、12回分の審議された案件を見るだけになる。
- 外部機関、例えば規制庁にとって、体系立てたきちんとした判断ができるようなプロセスを踏んでいることが理解されれば良いことである。電力会社は規格を使い、規制は規格を使うことを信頼する。信頼のためにピアレビューがあり、規約の体系ができていないか審査する。問題はエクセレンス、ベストプラクティスをどうやって目指すかで、そこは難しい。
- 審議されている中身に踏み込まないとエクセレンスは分からない。
- ・ピアレビューを導入することについて、まだ合意されていない。機械学会と電気協会は初めてで、原子力学会としては8月の規格類協議会幹事会に乗せたいということである。
- 規格委員会への対応については、まだその段階ではない。まずは意見を出していただいて、それを規格類協議会幹事会へ反映させるということとする。
- ・規約の体系を満たしていることのレビューは必要である。ベストプラクティス、エクセレンスについては必要ではあるが、乗り越えるべき課題がある。ピアレビュー結果を規制庁に見せることは、結果として強いアピールになる。ピアレビューを行うのであれば、その方向を目指す。

- ・ANSI の監査はコンプライアンスベースである。
- コンプライアンスベースは規約通りかを確認する。監査型では各学協会がセルフアセスメントで行う。監査型でエクセレンスはおかしい。
- 自分の学協会以外の方も見ているということで、若干の客観性を見いだせる。
- 課題が多すぎて尚早と考える。各検討会では、専門家として力量管理ができていないか。単に形だけピアレビューをやっても仕方なく、あるべき姿をもう少し検討する必要がある。
- 専門家としての力量管理、教育は規約にも載っていない。ANSI のチェックリストには入っている。日本の規約にその辺りが足りないことになる。
- ASME SS3 等に委員の要件等が記載されている。
- ・ピアレビューによる効果がないと意味がない。まずは、セルフアセスでも良いのではないかな。
- ・誤記チェックのルール作成時、3学協会の各ルールについて情報交換して、プロセスを作った。
- ・まず、それぞれの規約がどうなっているか、並べて考えてみる。そのプロセスが必要と考える。
- ・ANSI には監査要領書があり、エクセレンスに対しては要領書の後ろにチェックリストが付いている。3学協会は評価が低くなるであろう。
- 最初から60点を取る必要はない。そういう活動を繰り返すことにより、点が上がっていくことが信頼性につながる。決して無駄な作業ではない。

○是正措置の実施とフォローの必要性

- ・ピアレビューでは報告書が出る。時期尚早の気もするが、基本的に公開が良いか。いろいろ問題点が出てくるが、是正処置の報告書をレビューする必要がある。
- 報告書については、現時点で非公開とする理由はないと考える。
- レビューチームは一時的なもので、フォローを負わせるのは無理があると考えられる。監査型からベストプラクティスになれば自らの組織が是正するのは当たり前で、是正処置のレビューは不要とも考える。
- ・レビューアの力量管理も必要である。
- レビューチームについては、どういうレビューかにより、メンバーが変わる。
- ・アメリカのプロセスと我々の検討会、セルフアセスメント、それらを整理して、原子力学会、機械

- 学会に見てもらおう。道筋を決める必要がある。
- ピアレビューの目標の設定、方法、それらを分析して、纏めることが1番目の作業である。
 - ・仮に3年に1回であれば、前回のコメントへの対応の確認は3年前のコメントとなる。
 - 次回に改善を確認する。良くなっていることを確認していくことが本来の姿である。
 - ・レビューを行うためにわざわざ事務局を作る必要はないと考える。ただし、レビューの方法のルール作りは必要。
 - ・3学協会の中で、レビューチームという窓を作り、レビュアーはそこにアクセスできることようにするなど、まずは実現するために何が必要か、いつから始めるか、大枠のスケジュールが必要である。
 - ・ピアレビューチームに規制庁が入ってもらっても良いのではないか。デュープロセスは見ないとしているが、こういうことで見ていただいても良いのではないか。

4) 学協会ステートメント活動強化項目の進捗管理について

- 事務局から、資料 No.58-3-4 に基づき、活動強化項目の進捗管理について説明があった。
- ステートメントが改定発行され、学協会規格策定の強化が入っている。アクションプランを立てて実行するため、管理表が原子力学会から提案された。
- 検討の結果、規制とのコミュニケーションの手段としての分科会タスクの活用については引き続き検討する、また、委員倫理の遵守、活動の心得等のテキストを作成の方向で検討することとなった。

(主な意見・コメント)

- ・1.2 と 1.3 は難しい。1.2 で海外の規格策定団体との意見交換は電気協会では厳しい。
- インターフェースの改善がタイトルで、一方通行かも知れないが、情報を取り入れ改善している。
- 海外との意見交換では、規格の英訳が必要となるが、電気協会では規格が英訳されていない。
- ・必ずしも見せなくても良い。仕入れるために行くのも良いのではないか。
- 海外の規格の入手だけであれば、インターネットなどでも十分と思われる
- ・規格策定団体の事務局的な交流があった方がいいのではないか。
- 他学会の対応も見ながら考えていくが、交流のため規格の英訳などハードルがある。

- ・規制とのコミュニケーションは、電気協会より3学協会との問題ではないかと考える。
- アクションプランで、JEAC4111 のタスクを出しているが、アクションプランではない。原則として電気協会の基本ルールが定められているべきで、JEAC4111 基本方針検討タスクを出すべきではない。
- JEAC4111 タスクは良好事例として記載した。
- ・JEAC4111 基本方針検討タスクは、公開の場を作ったものである。各分科会傘下に公開の場を設定して、規制との意見交換を実施する枠組みを作るのであれば、アクションプランである。
- ・規制とのチャンネルを作ることを電気協会の方針とするか。一方で分科会、検討会に委員として来ていただくよう、規制庁に依頼しているが、それとの整合はどうするか
- 品証基準規則は電事連が前面に立っている。規制側からは電事連と技術論ができず、我々と話がしたいとのこと。検討会の下作業会は公開でなく、規制庁は参加できない。そのため、分科会規約に基づくタスクを立ち上げた。
- ・タスクという形でフォーマルに行い、これを活用して、規制との窓口を考えるとということになると規約、規則で読めるようにしても良い。積極的にアクションしても良いのではないか。
- 本件を議事録に残して、次回タスクでさらに案を検討する。

- ・新規制基準の審査が行われ、JEAG が審査に使われていて、その解釈で事業者と規制庁で合わないところがある。解釈について、本来は電気協会が窓口を持っていることが重要ではないかと考える。
- 規格に対する質疑応答であれば、規約に基づいて回答する義務がある。書面でいただければ良い。
- 質疑は分科会等に係るので、分科会資料として記録に残る。書面でいただければ、質疑応答の内容はHPに記録として残る。
- ・発行した規格の一般ユーザーとの質疑は質疑応答集とかで残るが、規制と電気協会が行ったやり取りは、議事録ぐらいしか残らない。
- 電気協会と規制当局とのやりとりを正式に公開の形で残す一つの手段がタスクであるとも考えられる。3学協会出揃った状態で、また相談する。
- ・P4の3.3で、活動基本方針の委員倫理の遵守、活動の心得について、教育をするので、事務局で標準的なパワーポイントのテキスト集を作っていたきたい。専門家になるためのコア技術を各分科会でまとめる、というところへ繋がる。検討会として技術伝承していかなければならない。
- まずは、遵守と心得について、1条1ページにし、良い事例、悪い事例を入れていくと良いのではないか。
- 検討を開始する。

5) 原子力規格委員会運営に関する課題と今後の対応について

主査、事務局から、資料 No.58-3-5-1, 2 に基づき、規格委員会運営に関する課題と今後の対応について説明があった。

検討の結果、規格委員会の委員の推薦にあたっては、現任が後任を推薦する形は行わないこととし、他組織の委員推薦（幹事推薦で可）とする。回覧用推薦書は当面作成しない。これらについて、挙手にて決議した結果、承認された。また、規格委員会に委員として、電事連の出席をお願いすることとなった。

（主な意見・コメント）

○6, 7 項 後任の推薦の件

- ・原子力規格委員会の後任委員については、幹事が推薦することで良いのではないか。その際、口頭で推薦するより回覧資料、簡単な履歴書で確認すれば良いのではないか。ただし、人事の審議で時間を取ることのないように効率化を考慮すべきとの意見がある。
- ・自社の後任とすることについては否定しない。ただし、人事の進め方については緊張感を持っているとして進めた方が良い。
- ・機械学会では、委員推薦書で、学位や職歴を記載する。また、退任者は推薦者になれない。
- 原子力学会も同様な様式。規約上退任者は推薦者になれないとの記載はないが、運用で幹事が推薦する方法となっている。
- 委員には2通りある。組織代表は組織として適切な人を出すべきで、退任者が会社の意向を受けて出す。それを委員会等で審査して受ければ良い。推薦者に拘る必要はないと考える。
- ・規格委員会は広い視野から、耐えうる規格であるかどうか、議論する場である。専門性が重要であり、人材育成の機能はあまり期待していない。分科会は検討会と結びつきがあることを考えると、自由度があり、人材育成の場としても機能するであろう。規格委員会に要求されていることはそれなりに厳密であると考えられることから、委員についても専門性を踏って承認をするというプロセスを取るべきではないか。分科会等については、そこまでは必要がないのではないか。ただし、ルール上、二重のスタンダードが許されるかという問題もある。

- 規格委員会と分科会は公開性が高い。規格委員会委員は規格委員会で承認、分科会委員も規格委員会で承認であり、分科会以上で線を引いても良いかと考える。ただし、規格委員会と分科会の専門性と自由度を考慮しての線引きも考えられる。
- ・検討会では、後任は会社のポジションで決まるが、前任者が後任を指名して良いか。原子力学会では、後任を決めないとやめられない。幹事等に了解をとって推薦してもらう方法となっている。
- 検討会が開かれれば、後任として良いか確認されることが多い。承認は次の分科会で承認される。
- ・会議体の構成メンバーは、長が全ての責任をもっているか。
- 検討会は分科会がコントロールしている。規格委員会は規格委員会と分科会をコントロールする。
- ・規格委員会の委員の後任の推薦にあたっては、現任が後任を推薦するのはよろしくなく、幹事推薦で可とする。回覧用推薦書は当面ペンディングで作成しないことで提案したい。
- ・具体的には規格委員会欠員の時は、どうするのか。
- 幹事から推薦いただく。電力会社であれば、他電力が推薦しても良い。

○10 項 電事連、電工会他から委員を出してもらう必要はあるか。

- ・規格委員会では電力会社 4 社は委員であるが、他電力代表として電事連が委員になるのは可能と考える。
- ・電工会については、実態として、電気協会の規格委員会のメンバーと電工会のメンバーは重複していることも考えると委員の要請は不要と考える。

(4) 報告事項

1) 第 1 回規格体系化 WG について

事務局から、資料 No.58-4-2 に基づき、規格体系化 WG の状況について報告があった。

- ・規格整備計画 91 項目について、2018 年の評価を行う。各分科会にお願いする。
- ・IAEA の長期体系をベースにした国内規格基準体系（案）と国内の現状について、各幹事に埋めていただきたい。
- ・具体的な検討については、事務局から別途依頼する。

（主な意見・コメント）

- ・91 項目の見直しについては、平成 30 年度計画の記載を転記すれば良い。
- 計画は 3 月時点であるので、少し手を入れる必要があるかも知れない。
- ・例えば、原子力学会の技術レポート原子力安全の基本的考え方について、JEAC4601 であれば、全てに該当する。基本的な考え方はガイドもコードも全部入る。
- 各項目に入れば良い。
- ・分科会として、資料に対するオーソライズは必要か。
- 規格委員会でオーソライズした書類を張り付けた方が良い。
- 2018 年時点で書き直す、ただし、平成 30 年度計画から転記しても良いこととする。

2) 検査制度の見直し等に伴う規格の制・改定の検討状況について

事務局から、資料 No.58-4-1 に基づき、規格の制・改定の検討状況について報告があった。

- ・第 18 回検査制度の見直しに関する WG（4/16）に品質管理に必要な体制の整備に関する規則及び解釈案が示された。また、5/14、28 に JEAC4111 改定基本方針検討タスクを開催した。
- ・各検討会の検討状況は添付資料-1 に記載。

（主な意見・コメント）

- ・前回からの差分が分かるように、朱記する等をお願いする。

- ・浸水防止設備技術指針(JEAG4630)については、改定内容としては対象設備の拡充である。
- 修正案を指示いただきたい。
- ・JEAC42XX と JEACXXXX の中間報告時期は、平成 30 年度中頃と 30 年度中のどちらか。
- 平成 30 年度の中頃であり、秋頃と修正する。
- ・その他修正が必要な場合は事務局へ連絡する。

3) 学協会規格の活用に関する考え方について

事務局から、資料 No.58-4-3-1~3 に基づき、学協会規格の活用に関する考え方について報告があった。

- ・3月19日面談時に規制庁から出された案に対し、規格類協議会に意見を求められ、それに対して協議会のステートメントを添付して回答した。(3月29日付)
- ・5月9日、原安審会長、燃安審会長、規制委員会委員長で意見交換があり、その中で学協会規格の活用に関する意見交換があった。
- ・この議論の中で、関村会長より、平成26年11月12日の規制庁の文書で、「その策定プロセス等によらず」と記載されているが、規格作成側が拡大解釈しているとして、今後も議論するとしている。

(主な意見・コメント)

- ・3学協会個別にアプローチが必要となるのかとあるが、これは原子力学会、機械学会、電気協会それぞれ個別に扱うということか。
- 規格類協議会として足並みをそろえるには変わらない。規制委員会委員長から見ると電気協会は異質とみているのではないかと考える。
- 規格の利用者として事業者が大きく、今後も議論の場を優先順位に鑑みて可能な範囲で設けたいとある。新規制度に関わりの深い規格から対応するのか。
- この文面だけを見ると今後とも技術評価を続けていくことは明言されている。
- 今回の発言内容から重要な会議であったかと考え、紹介した。

4) 各分科会活動報告

○構造分科会

- ・先週分科会を開催し、確率論的破壊力学を審議し、次回規格委員会に上程する。

○耐震設計分科会

- ・免震 JEAG を次回規格委員会で中間報告する。
- ・JEAC4601-2015 版に誤記があった。検討会からはレベル②で報告されたが、分科会では明らかにレベル③ではないかという意見があり、グレード分けについて検討会に持ち帰り再検討する。
- ・免震 JEAG は高速炉も対象となるか。
- 軽水炉だけである。

○安全設計分科会

- ・JEAC4623 は昨年 12 月に上程し、差し戻しとなった。分科会審議を経て、次回規格委員会に上程する。

(5) 次回

次回タスク：9月13日午後

以上